

1. 社会的養護の施設長の研修義務化と資格要件の省令化

(1) 趣旨

- 社会的養護の施設長の資格要件については、児童自立支援施設を除き、児童福祉施設最低基準（厚生労働省令）に規定がない。
- これまで、昭和53年の局長通知により、施設長の資格要件は、①社会福祉主事任用資格を有する者、②児童福祉司任用資格を有する者、③児童福祉事業（本庁児童担当課を含む）に2年以上従事した者、④全国社会福祉協議会の社会福祉施設長資格認定講習課程の修了者とされている。
- 社会的養護の施設には、施設長による親権代行等の規定があり、「民法等の一部を改正する法律」が本年5月に成立し、施設長の監護等の措置と親権との関係の明確化や、親権停止制度の新設等が定められ、施設長の役割がますます重要となっている。
- また、社会的養護の施設では、被虐待児等が増加し、施設運営の質の向上が求められており、施設長の役割は大きい。
- このため、社会的養護の施設について、施設長の研修義務化と施設長資格要件の最低基準への位置付けを行う。

(2) 具体的内容（案）

- 既に施設長資格要件が最低基準に定められている児童自立支援施設の要件を参考に検討
 - ① 実務経験の要件については、幅広い人材を集める観点も踏まえ、3年以上とする。
（家庭裁判所からの送致があるなど特別の位置づけがある児童自立支援施設では5年以上となっている）
 - ② 施設長就任時とともに、2年に1回以上の研修の義務化を行う。
また、この研修は、厚生労働大臣が指定する団体（施設種別ごとの団体）が行うこととする。
（その団体が行う施設長の全国大会、研究協議会等に合わせて毎年行うことが考えられる。）
 - ③ 実務経験がない者でも、現在局長通知により行われている全国社会福祉協議会が行う施設長講習修了により資格要件を満たす仕組みも、引き続き実施する。

施設長の研修義務化と資格要件省令化の検討イメージ(案)

現行の施設長資格要件 (昭和53年局長通知)	乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期 治療施設、母子生活支援施設 施設長資格要件の検討イメージ	児童自立支援施設 施設長資格要件(最低基準81条)
施設長は、次の①～④の いずれかに該当する者と する。	施設長は、次の①～④のいずれかに該当 する者で、厚生労働大臣が指定する者が 行う研修を受けたものとする。	施設長は、次の①～④のいずれかに該当 する者で、国立武蔵野学院が行う研修を受 けたものとする。
	① 精神保健又は小児保健に学識経験を 有する医師 (注)乳児院は「小児保健」	① 精神保健に学識経験を有する医師
	② 社会福祉士	② 社会福祉士
①児童福祉事業(本庁児 童担当課を含む)に2年 以上従事した者	③ その施設と同じ種別の施設に3年以上 勤務した者	③ 児童自立支援事業に5年以上(国立武 蔵野学院講習修了者は3年以上)従事し た者
②社会福祉主事資格者 ③児童福祉司資格者 ④全国社会福祉協議会の 施設長講習課程を修了 した者	④ ①～③と同等以上と都道府県等が認 める者で、次のイロハの期間の合計が 3年以上のもの又は全国社会福祉協議 会の施設長講習課程を修了したもの イ 児童福祉司資格者にあつては、児童 福祉事業(本庁児童担当課等を含 む)の従事期間 ロ 社会福祉主事資格者にあつては、 社会福祉事業の従事期間 ハ 社会福祉施設の勤務期間(イ又は ロの期間を除く。)	④ ①～③と同等以上と都道府県等が認 める者で、次のイロハの期間の合計が5 年以上(国立武蔵野学院講習修了者は 3年以上)のもの イ 児童福祉司資格者にあつては、児童 福祉事業(本庁児童担当課等を含む) の従事期間 ロ 社会福祉主事資格者にあつては、社 会福祉事業の従事期間 ハ 社会福祉施設の勤務期間(イ又はロ の期間を除く。)
	また、施設長は、2年に1回以上、厚生労 働大臣が指定する者が行う研修を受けな ければならない。	左と同様のものを加える。

施設長の資格等の条文案のイメージ（児童福祉施設最低基準改正）

（〇〇施設の長の資格等）

第〇条 〇〇施設の長は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、厚生労働大臣が指定する者が行う
〇〇施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者でなければならない。

一 医師であつて、精神保健又は小児保健に関して学識経験を有する者

（注）乳児院については、「医師であつて、小児保健に関して学識経験を有する者」

二 社会福祉士の資格を有する者

三 〇〇施設の職員として三年以上勤務した者

四 都道府県知事が前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者であつて、次に掲げる期間の合計が三年以上であるもの又は厚生労働大臣が指定する講習会の課程を修了したもの

イ 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業（国、都道府県又は市町村の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。）に従事した期間

ロ 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間

ハ 社会福祉施設の職員として勤務した期間（イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。）

2 〇〇施設の長は、二年に一回以上、その資質の向上のための厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

※公布の日から施行。

※施行の際現に施設長である者については、第1項の規定は適用しない。

(参考)

【社会福祉主事の資格要件】

- ① 大学において、厚生労働大臣が指定する社会福祉に関する科目（※）を修めて卒業した者
- ② 厚生労働大臣の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者
- ③ 社会福祉士
- ④ 厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者
- ⑤ ①～④と同等以上の能力を有すると認められる者（精神保健福祉士）

※指定科目（次の指定科目のうちいずれか3科目以上の履修が必要）

社会福祉概論、社会福祉事業史、社会福祉援助技術論、社会福祉調査論、社会福祉施設経営論、社会福祉行政論、社会保険論、公的扶助論、児童福祉論、家庭福祉論、保育理論、身体障害者福祉論、知的障害者福祉論、精神障害者保健福祉論、老人福祉論、医療社会事業論、地域福祉論、法学、民法、行政法、経済学、社会政策、経済政策、心理学、社会学、教育学、倫理学、公衆衛生学、医学一般、リハビリテーション論、看護学、介護概論、栄養学、家政学

【児童福祉司の資格要件】

- ① 厚生労働大臣の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校（※1）その他の施設を卒業し、又は厚生労働大臣の指定する講習会の課程を修了した者
- ② 大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、指定施設等において一年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務に従事したもの
- ③ 医師
- ④ 社会福祉士
- ⑤ 社会福祉主事として、二年以上児童福祉事業に従事した者
- ⑥ ①～⑤と同等以上の能力を有すると認められる者であつて、厚生労働省令で定めるもの（※2）

※1 国立秩父学園附属保護指導職員養成所養成部児童指導員科、 国立武蔵野学院附属教護事業職員養成所養成部、
上智社会福祉専門学校社会福祉専門課程児童指導員科

※2 厚生労働省令で定めるものの例

- ・ 大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、大学院への入学を認められた者であつて、指定施設において一年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務（以下「相談援助業務」という。）に従事したもの
- ・ 大学院において、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、指定施設において一年以上相談援助業務に従事したもの
- ・ 社会福祉士となる資格を有する者
- ・ 社会福祉主事たる資格を得た後、社会福祉主事として児童福祉事業に従事した期間もしくは児童相談所の所員として勤務した期間の合計が二年以上である者
- ・ 社会福祉主事たる資格を得た後三年以上児童福祉事業に従事した者

2. 社会的養護の施設の第三者評価の義務化

(1) 趣旨

- 第三者評価は、施設が任意で受ける仕組みであるが、社会的養護の施設は、子どもが施設を選べない措置制度であり、施設長による親権代行等の規定もある。「民法等の一部を改正する法律」が本年5月に成立し、施設長の役割もますます重要となった。また、社会的養護の施設では、被虐待児等が増加し、施設運営の質の向上が求められている。
- このため、社会的養護の施設に、第三者評価の実施を義務付ける。

(2) 具体的内容（案）

- 最低基準を改正し、社会的養護の施設は、定期的に第三者評価を受けることとし、これらの結果を公表するよう定める。（平成24年度から実施）
- 具体的には、3年に1回以上の受審を義務づけ、第三者評価を行わない年には自己評価を行うこととし、また、第三者評価が低かった施設が改善をして翌年再度第三者評価を受けることも望ましいこととする。
- ファミリーホーム及び自立援助ホームは、小規模であること等から、現行の努力義務規定のとおりとする。

<第三者評価の義務実施の規定例>

- 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18厚生労働省令第34号）
（指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針）

第九十七条 1～6（略）

- 7 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、自らその提供する指定認知症対応型共同生活介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

<ファミリーホーム及び自立援助ホームについての第三者評価の努力義務規定（児童福祉法施行規則）>

- 第一条の二十八 小規模住居型児童養育事業者は、自らその行う養育の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

- 第三十六条の二十三 児童自立生活援助事業者は、自らその提供する児童自立生活援助の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

<児童福祉施設最低基準における自己評価の努力義務規定>

（児童福祉施設的一般原則）

第五条

- 3 児童福祉施設は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

第三者評価の義務づけの条文案のイメージ（児童福祉施設最低基準改正）

<乳児院>

（業務の質の評価等）

第〇条 乳児院は、自らその行う法第三十七条に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

（参考）児童福祉法第三十七条 乳児院は、乳児（保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。）を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。

<母子生活支援施設>

（業務の質の評価等）

第〇条 母子生活支援施設は、自らその行う法第三十八条に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

（参考）児童福祉法第三十八条 母子生活支援施設は、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。

<児童養護施設>

（業務の質の評価等）

第〇条 児童養護施設は、自らその行う法第四十一条に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

（参考）児童福祉法第四十一条 児童養護施設は、保護者のない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。以下この条において同じ。）、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設とする。

<情緒障害児短期治療施設>

（業務の質の評価等）

第〇条 情緒障害児短期治療施設は、自らその行う法第四十三条の五に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

（参考）児童福祉法第四十三条の五 情緒障害児短期治療施設は、軽度の情緒障害を有する児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、その情緒障害を治し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。

<児童自立支援施設>

（業務の質の評価等）

第〇条 児童自立支援施設は、自らその行う法第四十四条に規定する業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

（参考）児童福祉法第四十四条 児童自立支援施設は、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。

3. 親族里親等の要件の見直し

(1) 趣旨

- これまで民法の扶養義務との関係を考慮し、3親等以内の親族による里親は親族里親とし、親族里親には、子どもの養育費用を支給しているが、里親手当は支給していない。
 - ※親族里親には、措置費で一般生活費（月額47,600円）や教育費等を支給しているが、里親手当（月額1人目72,000円、2人目以降36,000円）は支給していない。これは、親族里親となる3親等内親族には、民法上、扶養義務があるか又は課されることがありうることを踏まえ、養育費の実費相当である一般生活費等は支給するが、里親委託を推進するための里親手当は支給していないもの。
- しかし、3親等内の親族のうちでも、扶養義務のある直系血族（祖父、祖母）や兄弟姉妹と異なり、おじ、おばには、特別な事情がある場合に家裁が審判で扶養義務者とする場合を除き、扶養義務はない。
- このため、扶養義務者でないおじ、おばについては、親族里親ではなく、通常の養育里親制度を適用し、里親研修の受講を要件とした上で里親手当を支給し、児童の引受けを促す。

（参考）民法

（扶養義務者）

第八百七十七条 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。

2 家庭裁判所は、特別な事情があるときは、前項に規定する場合のほか、三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。

(2) 具体的内容（案）

- 児童福祉法施行規則（厚生労働省令）の親族里親の定義を改正し、扶養義務者でないおじ、おばについては、親族里親ではなく、養育里親を適用する。
 - （親族に養育里親を適用する場合の里親研修の内容は、親族の場合にも必要性の高い内容に重点化）
- 養育里親では、「経済的に困窮していないこと」が要件となっているが、親族に養育里親を適用する場合には、この要件は、親族里親と同様に適用しない。
- 養育里親の要件の一つとして、平成21年まで里親認定省令に規定されており、現在は里親制度運営要綱に規定されている「子どもへの理解、熱意、豊かな愛情を有すること」を、養育里親の省令の要件に位置付ける。

親族里親の定義等の見直しの条文案のイメージ（児童福祉法施行規則改正）

改正案イメージ	現行
<p>第一条の三十三</p> <p>② 法第六条の三第一項に規定する厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 養子縁組によつて養親となることを希望する者</p> <p>二 要保護児童（法第六条の二第八項に規定する要保護児童をいう。以下同じ。）の扶養義務者（民法（明治二十九年法律第八十九号）に定める扶養義務者をいう。以下同じ。）である親族であつて、要保護児童の両親その他要保護児童を現に監護する者が死亡、行方不明、拘禁、疾病による病院への入院等の状態となつたことにより、これらの者による養育が期待できない要保護児童の養育を希望する者</p> <p>第一条の三十五 法第六条の三第二項に規定する厚生労働省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。</p> <p>一 <u>要保護児童の養育についての理解及び熱意並びに要保護児童に対する豊かな愛情を有していること。</u></p> <p>二 <u>経済的に困窮していないこと（要保護児童の扶養義務者でない親族である場合を除く。）。</u></p> <p>三 <u>養育里親研修を修了したこと。</u></p>	<p>第一条の三十三</p> <p>② 法第六条の三第一項に規定する厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 養子縁組によつて養親となることを希望する者</p> <p>二 要保護児童（法第六条の二第八項に規定する要保護児童をいう。以下同じ。）の三親等内の親族であつて、要保護児童の両親その他要保護児童を現に監護する者が死亡、行方不明、拘禁、疾病による病院への入院等の状態となつたことにより、これらの者による養育が期待できない要保護児童の養育を希望する者</p> <p>第一条の三十五 法第六条の三第二項に規定する厚生労働省令で定める要件を満たす者は、<u>経済的に困窮していない者</u>であつて、<u>養育里親研修を修了したものとする。</u></p>

※公布日施行。施行の際現に受けている親族里親の認定については、なお従前の例による。

（参考）児童福祉法

- 第六条の三 この法律で、里親とは、養育里親及び厚生労働省令で定める人数以下の要保護児童を養育することを希望する者であつて、養子縁組によつて養親となることを希望するものその他のこれに類する者として厚生労働省令で定めるもののうち、都道府県知事が第二十七条第一項第三号の規定により児童を委託する者として適当と認めるものをいう。
- ② この法律で、養育里親とは、前項に規定する厚生労働省令で定める人数以下の要保護児童を養育することを希望し、かつ、都道府県知事が厚生労働省令で定めるところにより行う研修を修了したことその他の厚生労働省令で定める要件を満たす者であつて、第三十四条の十八に規定する養育里親名簿に登録されたものをいう。

4. 自立援助ホーム及び母子生活支援施設の位置情報の提供方法の見直し

(1) 趣旨

- 自立援助ホーム及び母子生活支援施設は、入所希望者が行政に入所を申し込み、入所が決定される仕組みであり、入所希望者の施設の選択に資するため、児童福祉法施行規則第23条第3項及び第36条の27第2項により、行政が、施設の情報を自由に利用できるような方法で提供することとされ、この中に施設の位置に関する情報も含まれている。
- しかし、今般、自立援助ホームの制度の適用を検討する「子どもシェルター」のように、虐待を受けた児童等の緊急の避難先であるため、自立援助ホームの位置に関する情報については、児童の安全確保のため自由に利用できるような方法で提供することが適切ではない場合がある。
- また、母子生活支援施設についても、DVを受けた母親や虐待を受けた児童が生活しており、同様である。
- このため、自立援助ホーム及び母子生活支援施設の位置に関する情報の提供方法を見直す。

(2) 具体的内容（案）

- 児童福祉法施行規則（厚生労働省令）を改正し、自立援助ホーム及び母子生活支援施設の位置に関する情報の提供は、入所者の安全確保のため必要があるときは、自由に利用できるような方法ではなく、入所希望者等に直接提供する方法によることとする。

位置情報の提供方法の見直しの条文案のイメージ（児童福祉法施行規則改正）

改正案イメージ	現行
<p>第三十六条の二十七 法第三十三条の六第五項に規定する厚生労働省令の定める事項は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 児童自立生活援助事業者の名称及び児童自立生活援助事業所の位置に関する事項 二 児童自立生活援助事業所の施設及び設備の状況に関する事項 三 次に掲げる児童自立生活援助事業の運営の状況に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> イ 児童自立生活援助事業所の入居定員、入居状況及び職員の状況 ロ 児童自立生活援助の実施の方針 ハ その他児童自立生活援助の実施に関する事項 四 運営規程 五 法第五十六条第二項の規定により徴収する額に関する事項 六 児童自立生活援助事業所への入居手続に関する事項 七 その他都道府県知事が必要と認める事項 <p>② 法第三十三条の六第五項に規定する情報の提供は、義務教育終了児童等その他関係者が当該情報を自由に利用できるような方法で行うものとする。<u>ただし、児童自立生活援助事業所の位置に関する情報にあつては、当該児童自立生活援助事業所に係る入居者の安全の確保のため必要があると認めるときは、同条第一項に規定する義務教育終了児童等であつて児童自立生活援助事業所への入居を希望するもの又はその依頼を受けた者が直接その提供を受ける方法で行うものとする。</u></p>	<p>第三十六条の二十七 法第三十三条の六第五項に規定する厚生労働省令の定める事項は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 児童自立生活援助事業者の名称及び児童自立生活援助事業所の位置に関する事項 二 児童自立生活援助事業所の施設及び設備の状況に関する事項 三 次に掲げる児童自立生活援助事業の運営の状況に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> イ 児童自立生活援助事業所の入居定員、入居状況及び職員の状況 ロ 児童自立生活援助の実施の方針 ハ その他児童自立生活援助の実施に関する事項 四 運営規程 五 法第五十六条第二項の規定により徴収する額に関する事項 六 児童自立生活援助事業所への入居手続に関する事項 七 その他都道府県知事が必要と認める事項 <p>② 法第三十三条の六第五項に規定する情報の提供は、義務教育終了児童等その他関係者が当該情報を自由に利用できるような方法で行うものとする。</p>

※公布日施行

※母子生活支援施設についても同様な規定があり、児童福祉法施行規則第23条第3項を、次のように改正する
第二十三条

- ③ 法第二十二条第四項及び第二十三条第五項に規定する情報の提供は、地域住民が当該情報を自由に利用できるような方法で行うものとする。ただし、母子生活支援施設の位置に関する情報にあつては、当該母子生活支援施設に入所した者の安全の確保のため必要があると認めるときは、同条第一項に規定する保護者であつて母子生活支援施設への入所を希望するもの又はその依頼を受けた者が直接その提供を受ける方法で行うものとする。